

真野地区

★まちづくり協定・地区計画の届出について★

- 届出書等の届出先：神戸市まち再生推進課と、真野地区まちづくり推進会
推進会へは・・・概要書の写しの裏に立面図を付けて
両面コピーにて80部を役員会開催時に届出を願います。
(役員会で30部使用、推進会で50部使用)
- 届出書類等：裏面参照
- 毎月、第2木曜日までに届出してください。
- 推進会への届出が遅れると、「適合通知書（葉書）」の発行も遅れますので早めの届出をお願いします。
- 真野地区まちづくり推進会の審査日時：役員会（毎月第2金曜日 19:30～）
推進会（毎月第4金曜日 承認）
(8・12月のみ第2金曜日に審査・承認)
- 推進会へ届出者より物件内容説明について
すべての物件・・・役員会にて
会場：真野地域福祉センター（東尻池6丁目3 ヲバ-ハイツ東尻池1階）
- 工場については、別途「工場調書」の届出をお願いします。

- 推進会への届出および、地元説明方法については
「真野地区まちづくり推進会」へ直接問い合わせてください。
事務局 中村
TEL.078-671-9834

届出が必要なもの

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
 - 2、土地の区画形質または用途の変更
 - 3、区画道路に接した敷地での門、塀などの設置又は改修
 - 4、50㎡を超える駐車場の設置
 - 5、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

- 届出は、建築確認申請の前に！
確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに
- 届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市役所（まち再生推進課）より「適合通知書（葉書）」を発行します。
- 建築確認申請に、「適合通知書（葉書）」の添付等の必要はありません。
（「適合通知書」の受領前に、建築確認申請はできます）
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書（葉書）」の写しが必要です。

届出先と届出書類

	地区計画	まちづくり協定
お渡し したものを	• パンフレット	• パンフレット
	• 行為の届出書	• 行為の届出書(共通様式) ※裏面に届出する図面等記載
	• 適合通知書(葉書)	• 完了・中止・廃止届(共通様式)※届出は市へ一部のみ
		• 適合通知書(葉書)
		• 行為の概要書

届出先	神戸市役所まち再生推進課		真野地区 まちづくり推進会 (まちづくり協定届出)
	地区計画	まちづくり協定	
届出していた ただのものを	• 行為の届出書	• 行為の届出書	行為の概要書・立面図を両面北のうえ、役員会で物件説明時に届出を願います。 <u>当日30部使用</u> (毎月第2金曜日 19:30～)
	• 適合通知書(葉書) ※切手を忘れずに！	• 適合通知書(葉書) ※切手を忘れずに！	
	• 行為の概要書	• 行為の概要書	
	• 図面 (届出書裏面に記載)	• 図面 (届出書裏面に記載)	
	• 現況写真	• 現況写真	
届出部数	1部		80部(両面コピー) (推進会で50部使用)

「行為の届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」はインターネットで入手できます。ただし、「適合通知書(葉書)」は神戸市まち再生推進課の窓口にて入手してください。

神戸市まちづくり協定 ⇒ 真野地区まちづくり協定
(下部に「PDF形式」)